

第6回  
外国法事務弁護士制度に係る検討会  
議事録

第1 日 時 平成27年9月18日(金) 自 午後 2時00分  
至 午後 3時27分

第2 場 所 弁護士会館17階1702会議室

第3 議 題 1. 開会  
2. 事務局説明  
3. 質疑応答  
4. 混合法人制度についての意見聴取  
5. 質疑応答  
6. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

## 議 事

○中島官房付 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第6回の外国法事務弁護士制度に係る検討会を開会させていただきます。

本日は、中西康委員が所用により欠席されておりますほか、数名の委員の方が時間前に退出の御予定だと伺っております。

それでは、ここから松下座長に議事進行をお願いいたします。

○松下座長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

初めに、事務局から本日の配付資料について御説明をお願いします。

○中島官房付 本日の資料としまして、議事次第に記載しておりますとおり、資料1から資料9までの資料を配付しておりますので、御確認ください。内容につきましては、後ほど事務局から御説明をさせていただきます。

○松下座長 ありがとうございます。続きまして、本日の議事進行ですが、本日は、外国法事務弁護士と弁護士とが共に社員になる法人、いわゆるB法人について御議論いただく予定となっております。

まず、事務局である法務省及び日本弁護士連合会において、B法人制度に関して今後の議論の前提となる基本的な情報について、資料に基づいて説明をしていただきます。この説明の中で、第1回の会議で委員の皆様からいただいた御質問や御要望に対してもお答えさせていただくこととしております。法務省及び日本弁護士連合会からの説明の後、一旦、質疑応答の時間を設けたいと考えております。引き続き、B法人制度について、外国法事務弁護士協会の方々にプレゼンテーションをお願いしております。御出席者は、後ほどプレゼンテーションの前に御紹介をしたいと思います。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。そのプレゼンテーションの後に、外国法事務弁護士協会の方々に対する質疑応答を行う予定です。

それでは、まず法務省から御説明をお願いいたします。

○中島官房付 それでは法務省から、弁護士と外国法事務弁護士が共に社員となることのできる法人、いわゆるB法人につきまして、資料1から3に基づいて御説明をさせていただきます。

まず資料1でございますが、こちらは、平成21年12月24日に取りまとめられた外国弁護士制度研究会の報告書の中で、B法人制度について盛り込まれた内容についてまとめたものでございます。それから資料2でございますが、こちらは外弁制度研究会の議論の中で、B法人制度の導入に当たって指摘された懸念、あるいはその懸念の解消のために検討された方策などについてまとめたものでございます。それから最後に資料3でございますけれども、こちらは現在、日本の弁護士あるいは外弁がどういった形態で活動することができるのか、あるいはその活動の形態によってどういった法律事務を取り扱うことができるのか、それから、今後新たにB法人制度が導入された場合には、現在認められている活動と比べてどういった点が異なるのか、どういったメリットがあるのかといったことについて整理したものととなります。

それでは、まず資料1を御覧いただけますでしょうか。第1回の検討会で法務省から提出したものと同様でございますが、改めまして簡単に御説明をいたします。法務省と日本弁護士連合会は、平成20年から21年にかけて、外国弁護士制度研究会というものを開催

いたしまして、外国法事務弁護士が社員となる法人制度の創設について検討を行い、平成21年12月24日に、外国法事務弁護士が社員となる法人設立のあり方に関して報告書を取りまとめました。こちらの資料の中ほどに記載しておりますけれども、この検討会の報告書の中では、外国法事務弁護士が社員となる法人の形態としまして、まず1つ、外国法事務弁護士のみが社員となり、外国法に関する法律サービスの提供を目的とする法人、いわゆるA法人と、それから弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり、法律サービス全般の提供を目的とする法人、いわゆるB法人の、2つの制度の創設が提言されております。A法人につきましては、既に昨年の法改正により外弁法に盛り込まれておりまして、来年の4月までに施行の予定となっております。

それから、次のページ以降に、前回の外弁研究会の報告書のB法人制度に関連する部分を抜粋したものを載せております。まず、2の「B法人制度について」(1)で、業務執行権限についての記載がございます。B法人の業務については、原則として全社員がB法人の意思決定を行い、各自が内部的執行をし、B法人を代表するものとされております。その中でもB法人の日本法に関する法律事務は、弁護士である社員のみが意思決定を行い、その各自が内部的執行をし、B法人を代表するものとしておりますが、B法人の外国法に関する法律事務については、外国法事務弁護士である社員は、その原資格国法及び指定法に関する法律事務の取扱いについてB法人の意思決定を行い、各自が内部的執行をし、B法人を代表するものとされております。これに加えて、外国法事務弁護士である社員は、その原資格国法及び指定法以外の外国法に関する法律事務についても、当該外国法に係る有資格者の書面による助言を受けてする場合に限り、B法人の意思決定を行い、各自が内部的執行をし、及びB法人を代表するということが記載されております。

続きまして(2)のところですが、こちらは社員や使用人である弁護士に対する不当関与の禁止に関する規制についてでございますが、これは後ほど資料2に基づいて詳しく御説明をいたします。

それから次のページでございますけれども、こちらでは、B法人制度について、事務所に係る規制や、他の類型の法人への移行や合併、それからB法人の監督に関しても、一定の取りまとめがなされております。

続きまして資料2を御覧いただけますでしょうか。外国弁護士制度研究会の報告書の提言を受けまして、法務省ではその後、外国法事務弁護士が社員となる法人制度の創設に向けた検討を進めてまいりました。このうち、A法人につきましては、既に御存じのとおり、昨年(平成25年)の第186回通常国会において、A法人制度の創設を可能とする外弁法の一部改正法が成立したところでございます。この改正法は平成26年4月25日に公布されまして、公布の日から2年以内の政令で定める日から施行することとなっております。一方、検討の過程で、B法人につきましては、その導入に際して指摘されていた懸念を払拭するに至らず、先般の法改正には盛り込まれておりません。

まず、資料2の一番上の囲みの部分を御覧いただけますでしょうか。当時指摘されていた懸念としましては、大きく分けて2点ございます。まず1点目としましては、外国法事務弁護士である社員が、社員又は使用人である弁護士を介して、権限外の日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがあるのではないかとというものでございます。それから2点目としまして、外国法共同事業と比較して、法人組織では意思決定を内部で誰が行っているかというの

が見えにくいために、外国法事務弁護士による権限外の法律事務の取扱いを外部から確認することがより困難となるのではないかという指摘がされておりました。こういった懸念に対しましては、外国弁護士制度研究会の中でも検討が行われておりました。その検討結果がこの2つ目の囲みでございます。まず懸念の解消のための方策の一つとしまして、B法人の日本法に関する法律事務の取扱いについては、弁護士である社員のみが意思決定を行う。そして、弁護士である社員のみがB法人を代表するものとして権限を明確にするということが検討されております。また、弊害の防止の措置としまして、個人の外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合や、個人の外国法事務弁護士が弁護士又は弁護士法人との間で外国法共同事業を行う場合と同じように、B法人の日本法に関する法律事務について弁護士である社員が行う意思決定あるいは内部的執行や代表行為に対し、外弁が不当な関与をすることを禁止するといった規制を設けるものとされておりました。

具体的には、米印の1から3のところで記載されておりますように、雇用関係に基づいて外弁が日本の弁護士に対して業務上の命令をすることや、不当な関与をすることを禁止することなどが規定されております。それから、こういった規制に違反した場合には、懲戒処分、あるいはその違反の態様によっては罰則の対象になるということになっております。こういったように、不当関与の禁止に関する規定を設けることによって、指摘されていた懸念を解消するということが検討されてきたわけでございますけれども、最終的な判断としては、こういった懸念が払拭されるには至らなかったということで、前回の法改正には盛り込まれなかったという経緯でございます。

続きまして、外国法事務弁護士の活動の形態について御説明いたします。資料3を御覧いただけますでしょうか。資料の上の半分で、外弁の活動形態ごとに、取扱いが可能な法律事務の比較を行っております。資料3の中では、B法人のことを、⑨にありますように混合法人として表記しております。まず、弁護士や外弁が個人として活動する場合についてでございますが、①の日本の弁護士は、日本法のみならず、外国法に関する法律事務を含めまして、全ての法律事務を取り扱うことが可能とされております。一方で、②、それから③に記載しておりますが、外国法事務弁護士は、日本法に関する法律事務を取り扱うことはできませんが、それぞれの原資格国法に関する法律事務を取り扱うことができるということになっております。それから原資格国法以外の外国法についてでございますけれども、こちらは有資格者の書面による助言があれば取扱いが可能ということになっておりますので、こちらは資料の中では三角で記載しております。

それから、法人として活動する場合でございますけれども、⑤の弁護士法人と、⑥から⑧の外国法事務弁護士法人につきましては、基本的に個人の弁護士あるいは個人の外弁とほぼ同様の取扱い範囲ということになっております。

それから④に記載しております外国法共同事業についてでございますけれども、こちらは日本の弁護士あるいは弁護士法人と外弁あるいは外弁法人とが、組合契約その他の継続的な契約によって共同して行う事業であって、法律事務を行うことを目的とするものと規定されております。外国法共同事業におきましては、弁護士と外弁、あるいは弁護士法人と外弁法人が共同して法律事務を行うものでございますので、日本法と外国法いずれに関する法律事務も、外弁や外弁法人の原資格国法を問わず行うことが可能ということになっております。

それから、⑨の混合法人が認められた場合ですけれども、混合法人は、弁護士が社員に含

まれる法人であるということから、日本法だけではなく外国法に関する法律事務も行うことが可能ということになります。こちらに記載しておりますように、B法人は、日本法、外国法を問わず、法律事務全般を行うことができるという点におきましては、現在既に認められている外国法共同事業とはほぼ変わりがないということになっております。ただ、外国法共同事業と比べまして、B法人については、この資料の下半分に記載したようなメリットが享受できるという利点がございます。特に、弁護士法人と同様に複数の事務所を設置することができるようになるため、法律サービスを全国的に提供することが可能となるというのが比較的大きなメリットとされております。これ以外にも、業務の継続性や安定性あるいは依頼者の保護という観点から、法人が受任主体となることによって、業務の担当者に病気や事故などの事由が生じた場合でも、ほかの社員への業務担当の交代を円滑に行うことができる。それによって、継続的・安定的な法律事務の提供が可能となる。それが、ひいては依頼者の保護にも資するという点などが挙げられております。

それから、業務提供の基盤の拡大という点でございますけれども、法人名義で財産を取得したり、銀行から借入れを行う、あるいは従業員を雇用するといったことなどが可能となるために、経営基盤を強化することが可能となる。こういったことが、法人化のメリットとして指摘されているものでございます。法務省からの説明は以上でございます。

○**松下座長** ありがとうございます。続きまして、日本弁護士連合会から説明をお願いいたします。

○**兼川次長** これからB法人制度について御審議いただきますので、その前提としまして、弁護士法人について、日弁連、兼川から御説明させていただきます。資料としましては4になります。

弁護士法人とは、2002年4月1日の弁護士法改正で設立が認められた法人でございます。社員は弁護士のみで構成されており、弁護士の業務を法人が受任して遂行することができます。弁護士法人は、社員である弁護士の人的信用に着目した法人ですので、合名会社に似た構造となっております。社員は原則として全員が業務執行権を持つとともに、対外的な民事責任も、原則として全員が無限連帯責任として負っております。主たる事務所のほかに従たる事務所を設置できることが特色の一つとなっております。弁護士法人として社員以外の弁護士を雇用することができます。

弁護士法人制度の目的は、弁護士に、業務の形態として永続性のある組織化した法律事務所である弁護士法人を選択する道を開き、社会の多様な要請に対応できる体制を作ることとされております。この制度によって、より複雑化・高度化・国際化・多様化した法的ニーズに応じて、良質な法的サービスを安定的に供給することが期待されていると考えています。

現在の弁護士法人制度の特徴を御説明いたします。社員の人数についての規制は設けないこととされており、1人法人制度が認められています。現在の弁護士法人の現状は、資料4を御覧ください。ここには、2014年3月31日現在の全国の弁護士法人数は743法人とありますけれども、今年、2015年9月末日現在の弁護士法人数は872となっております。所属弁護士会別法人会員数の比較がその下に載っております。東京三会が圧倒的に多く、それから大阪、愛知県、横浜というような順番になっております。福岡県、札幌にも、ある程度法人があります。

それから次のページでございますけれども、弁護士法人は従たる法律事務所も設置するこ

とができますので、どういうところに従たる法律事務所ができていくかということを一覧にしたものでございまして、97ページまで続いております。98ページが、弁護士法人の規模でございます。弁護士法人は、1人法人制度が認められてございまして、1人法人の数は下の方、「資料1-3-12」の、310とあるのが、いわゆる1人法人の数となっております。上は、人数別の分類でございまして、1人法人の中で誰も使用人弁護士を雇っていない数が、この人数1というところになり、1人法人の数ではありません。

弁護士法人に関しましては、設立について法改正直後に調査したアンケートがございまして、これによりまして、設立の目的として最も多かったものは、法律事務所の継続性を図るためというものでございました。次に多かった回答は、従たる事務所の設立を可能にするためというものでございました。もっとも、1人法人の場合には、弁護士会による非常駐許可が得られる場合でないとは基本的には設立できないことになっております。

社員の責任の限定の件でございますけれども、弁護士法人は、社員である弁護士の人的信用に着目しておりますので、全員が業務執行権を持つとともに、対外的民事責任も無限に負っております。弁護士業務に関しましては、弁護士法人は、受任した特定の事件を担当する社員を指定することができます。特定社員が指定された特定事件については、指定社員に限って無限連帯責任を負うこととされております。これはいずれも弁護士法上の規定でございます。

それから、仕事の受任の仕方なのでございますけれども、弁護士法人の場合は、原則として弁護士法人が受任して、法人の代表社員又は法人により授権を受けた法人の所属弁護士によって、法人の行為として遂行されます。そこは一般の会社などの法人の行為と異なるところがございませぬ。ただし、例外的に、裁判事件であると刑事手続における弁護人の活動については、法人が行うことはできませんので、業務の遂行自体は、法人がこれらの活動を行わせることと決めた社員個人又は使用人弁護士個人が行います。ただ、この場合も、業務遂行の成果は法人に帰属しますので、報酬は弁護士法人が依頼者に対し請求することとなっております。弁護士法人に関する御説明は、簡単ですが以上になります。

○片山弁護士 外国法共同事業の現状につきましてお話し申し上げます。この度のB法人は外国法共同事業を法人化するものなので、現状の外国法共同事業がどのようになっているのかということが議論の前提になります。お手元の資料で言いますと、資料5と6になります。

まず、資料5を御覧ください。外国法共同事業とは何か。ここに定義が書いてございます。外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人とが組合契約その他の継続的な契約によって共同して行う事業であって、法律事務を行うことを目的とするものをいうと、このように外弁法には定義されております。弁護士法人も外国法共同事業の当事者になることができるのですけれども、数は非常に限られておりますので、ここでは、外国法事務弁護士と弁護士、自然人同士の契約で行われるものについての御説明をいたします。

外国法共同事業というのは、2003年、12年前の外弁法改正で認められた制度です。外国法事務弁護士は、もともと取り扱うことができる法律事務には限定がありますが、弁護士と共同事業を行うことによって権限外の法律事務を行うのではないかという懸念は、外国法事務弁護士制度ができた当初からございました。当初は、そもそも弁護士との共同事業を禁止するという時期がございました。その後、限定された範囲で共同事業が認められるようになりまして、2003年から後はその範囲に限定がなくなりまして、共同事業が自由

化されたというのが2003年以降になります。

今御覧いただきました定義の範囲内で、どのように共同事業を行うのか、後ほど申し上げますように、かなり自由度がありまして、実際の事業の内容も一様ではないと思われれます。資料5でつけておりますのは、非常に単純化された例を取り上げております。まず、2つ、丸がございます。色のついている丸と白い丸。色がついている丸が外国法事務弁護士、それから白い丸が弁護士。この2人が、まず共同事業を組成するための契約を行う。この契約は典型的には組合契約ですけれども、法律事務を目的としておれば、別に組合でなくても、それ以外の無名契約であっても構いません。ここでは2人というふうに単純化しておりますが、次のページ、資料6にある実際の外国法共同事業の提携状況を見ますと、弁護士の数、それから外弁の数が書いてございまして、多いところでは、28名の弁護士と外国法事務弁護士14人の外弁が共同事業の契約を締結しているような例もございます。

また資料5に戻っていただきまして、この共同事業は契約によってできている組織ですけれども、これが共同事業として法律事務を受任することができます。しかし、受任した法律事務を共同事業の内部で誰が取り扱うのかというのは、それぞれの事業の当事者の職務権限の範囲によって決まります。具体的には、外国法事務弁護士は取り扱うことのできる法律事務が限定されておりますので、その外国法事務弁護士は、認められた権限の範囲内でのみ職務を行うということが出来ます。

先ほど、外国法事務弁護士が共同事業の相手方である弁護士を通じて権限外の法律事務を取り扱うのではないかと、懸念があるということをお申しました。この懸念は、実は先ほど法務省から御説明のあった、資料2のB法人制度導入に当たっての懸念の、2つ、丸ポチがついておりますが、その懸念のうちの上の丸ポチと同じものでございます。外国法共同事業に当たっても同じような懸念が表明されておりました。これに対しては、また資料5に戻っていただきまして、権限外の法律事務に関する不当関与の禁止を法律で定めることによって対応しております。

先ほど、共同事業の形態というのは一様でないということをお申し上げました。それで、具体的なことを、資料6を御覧いただきたいと思っております。資料6は、日弁連に届出のあった外国法共同事業を列挙しておるものです。資料6を御覧いただきますと、表の左側に外国法事務弁護士の事務所の名前、右側に弁護士事務所の名前が書いてございます。右と左を比べますと、全く同じ名前がついているところが幾つかございます。外弁法の49条の5によりますと、外国法事務弁護士と弁護士とが事務所を共にし、かつ共同して行う法律事務の範囲に制限を設けない場合には、同一の名称を使うことが法律上、許されております。これに対して、例えば右側の弁護士事務所の名前が複数登場して、左側はいろんな別の事務所が登場するという形態もございます。このような事例では、弁護士事務所は、複数の異なる外国法事務弁護士事務所と共同事業を締結していることになります。この外国法共同事業というのは契約による共同事業でございますので、契約によって相手方を拘束しない限り、複数の提携先とおつき合いするというのも認められております。以上で、私からの御説明は終わります。

○松下座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの法務省、日本弁護士連合会からの御説明に対する御質問がありましたら、御発言をお願いいたします。どなたからでも、どの点からでも、御質問がありました

らどうぞ。

○**出井委員** 法務省からの御説明について1点、確認的な質問をしたいと思います。基本的なところなので確認をしておきたいと思います。資料3で、外国法事務弁護士の活動形態について、それから取扱い可能な案件の比較ということで御説明をいただきました。混合法人、今回検討する共同法人ですか、⑨のところですか。日本法、それから外国法、全部、丸になっておりますけれども、この趣旨は、法人として受任、取扱いできるという意味で、実際に受任した後、法人の内部で、外国法事務弁護士たる社員が何ができるか、日本の弁護士が何ができるかについては、先ほど片山弁護士から外国法共同事業の内部の法律事務遂行について御説明があったように、法人になったからといって、そこが変わるわけではないと。すなわち、法務省の御提出の資料で言うと資料1の2枚目ですか。B法人制度の中のいろんな規律、法律事務遂行の範囲、それから不当関与の禁止、このあたりの規律はかかってくるという想定で、前回の研究会では議論していたと思いますので、そこを確認しておきたいと思います。そういう理解でよろしいのでしょうか。

○**中島官房付** そういう理解で結構でございます。

○**松下座長** よろしいですか。

○**出井委員** それから、正確を期すために、もう一点申し上げておくと、不当関与の禁止のところは、あくまでも不当関与が禁じられるということであって、一切、外国法事務弁護士が日本法案件にはタッチしてはならないという意味ではないと理解しております、前回の研究会でもそういう理解で議論が進められたと思いますので、その点もあわせて確認しておきたいと思います。

○**中島官房付** 不当な関与が禁止されるということでございます。

○**松下座長** よろしいですか。今の点でもほかの点でも、どなたからでも、御質問、御発言、ございますでしょうか。

○**岡田委員** 委員の岡田ですけれども、可能であればということなのですが、今、資料2で説明いただいて、B法人も、ここに書かれているような懸念の解消のための方策を検討はされた。そしてさらに具体的にも、今、御指摘いただいた資料1の2枚目のところですか。B法人でも業務執行に関しては、このような考え方でいくというようなことを、一応、考えたのだけれども、最終的に、やはり懸念が払拭されなかったというふうになっています。もし可能でしたら、何かそのあたりをもう少し、分かるようでしたら教えていただければなと思ったのですが。

○**中島官房付** 基本的に、前回の外弁研究会の中では、こういった不当関与の禁止などの規定を明記することによって、外弁が日本の弁護士に対して不当な影響を行使する、あるいは実質的に日本法に関する法律事務を取り扱うといったようなことは防止できるのではないかということになったわけですが、その後の外部からの指摘などもございまして、やはり外国法共同事業の場合とB法人の場合とでは、質的に異なる面があるのではないかというような指摘がされてきたところでございます。

その指摘の中身としましては、特に法人になった場合は、法人として法律事務を受任することができる。あるいは、案件によっては法人として法律行為を行うことができるということと、共同事業と異なる面がある。そして、法人として行う場合に、法人の中でこういった意思決定がされているのかというのが、共同事業に比べて外部から見えにくいというところ

ろが指摘されておりました。実態としては、共同事業で行う場合と法人で行う場合とでそれほど大きな違いがあるかということ、そこは議論の余地があると思うのですが、少なくとも形式上は、法人の名前で行うことができるけれども、共同事業の名前で行うことはできないような事務というものが一部存在しております。例えば特許の分野でございますけれども、特許の申請については法人として行うことができるということになっておりますので、仮にB法人が認められた場合に、法人として特許の申請事務ということを行うことはできる。ただ、法人格がない場合については、法人格のないものが特許申請事務を行うことはできないということになっているようでございますので、その場合、共同事業に所属する弁護士が行うことはできませんけれども、共同事業としてそういった申請事務そのものを行うことはできないということでございますので、その辺で、共同事業で行うことができる業務、それから法人が行うことができる業務の範囲に若干の違いが出てきているということでございます。

○**松下座長** よろしいですか。

○**岡田委員** どうもありがとうございます。

○**出井委員** 今の点は、この検討会でどういう議論をするかということにも関わるので、大事なところなので確認しておきたいのですが。今の御説明は分かりました。共同事業と法人で若干の違いがあるということも、事実としてそうだと思いますが、前回資料2のようなまとめにもかかわらず、資料2の下段にあるような理由で法律には盛り込まれなかったというのは、外国法共同事業と法人では、そこが質的に違うからという判断がなされたということではないのですよね。若干の違いはあるので、そこで決断するのではなくて、もう一回そこを検討してほしいということで理解すればよろしいのでしょうか。つまり、2つが違うということを前提にここで議論しなければいけないのかということですか。

○**中島官房付** ということではなくて、当然、外国法共同事業とB法人とで質的な違いがあるのかどうかということも含めて、あるいはそもそもこういった懸念が本当に存在するのかどうか。存在するとすれば、それを防ぐための手立てとして何があるのかということで議論をいただければと思います。

○**松下座長** 私の理解では、前回の立法の経緯においては、懸念があることが確認されたのではなくて、懸念が払拭し切れなかったということではなかったかと私は理解しております。

よろしいでしょうか。それでは、もし法務省、日弁連に対する御質問がありましたら、時間があればそこでしていただくことにしまして、先に進めたいと思います。

冒頭申し上げましたとおり、続きまして、外国法事務弁護士協会の方々からB法人制度についてのプレゼンテーションをお願いしたいと存じます。本日、2名の方にお越しいただいておりますので御紹介をいたします。職務経験要件について議論した第3回の会議にも御参加いただきました、エリック・セドラック様と別府理佳子様でございます。改めて御紹介いたしますと、エリック・セドラック様は、外弁協会の共同会長のお一人であるとともに、在日米国商工会議所の副会頭などの役職者でもいらっしゃいます。また、別府理佳子様は、外弁協会のメンバーであるとともに、欧州ビジネス協会の法律サービス委員会の委員長でもございます。本日は、エリック・セドラック様に外弁協会及び在日米国商工会議所を代表して、それから別府理佳子様には欧州ビジネス協会を代表して、それぞれ御説明していただくことになっております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますが、限られた時間でございますので、御説明をお願いいた

します。

○別府理佳子様 初めに私，別府から，European Business Council，ヨーロッパ共同体の商工会議所という格付けで日本においての活動をしておりまして，そのlegal Services Committeeという，ヨーロッパ諸国に本部あるいは共同本部を置く法律事務所がメンバーとなっているコミッティーの長をさせていただいております。配付の資料に，非常に簡単に，資料7に1枚で，和文でまとめさせていただいているうちの，タイトルとしては少しずれているやもしれませんが，「支店」というところで集約されておりますのが，EBCとしての御提言でございます。本日，私からは15分ほどお時間をいただければと思っております。EBCの観点からは，もう本当にここに集約されているとおりでございまして，逆に，先ほどお話の出ましたB法人の懸念というところに関して幾つか聞いているものに対する見解を言及させていただければと思っております。

まずはEBCの見解，そのとおりでもあるのですけれども，外弁と日本の弁護士の共同での法人，B法人を設立することが今現在認められていないということで，非常に法律の有用性は深刻に制限されているとEBCでは受けとめておりまして，法律の改定でB法人を設立することができるように認めていただくということでの提言は，以前からのものと全く変わらないものではございます。支店の設置に関する制限を廃止することであるということでも事足りすけれども，とにかくB法人の設立を可能にするということの提言でございます。

次に，B法人に関する懸念ということと言及していただいたのですけれども，それに関して，3点につきまして，懸念があるのかどうかという観点から言及させていただければと思っております。懸念として指摘があると聞いておりますのが，まず1つ目が，外弁が法人名義による代理の中で，例えば日本特許庁に対する手続を実質的にコントロールすることが可能になるのではないのかというのが1点目です。2つ目の懸念というか派生することとしては，弁護士の場合は，受任が弁護士法人であっても実際の代理業務は法人でなく，その弁護士法人に所属する個々の弁護士が裁判所の手続などについて代理業務を行う形になっているので，法人名義での代理に内包される問題が顕在化しにくいという指摘があることに言及したいと思います。3つ目に関しては，1つ目に関連するのですけれども，実質的に外弁が，法人名義による代理の中で，手続を実質的にコントロールすることが可能になるということに関して，脱法行為を外部から監視することが困難になるということ，3点目として言及させていただければと思います。

まず1つ目の，外弁が法人名義による代理の中で手続を実質的にコントロールすることが，B法人となった場合，可能になるのではないのかという指摘についてなのですが，まず，法人化によって外弁が手続をコントロールすることが可能になるということはないと考えております。現在の外国法共同事業でも，そういったコントロールをしようと思えばできるということになるかと思っておりますので，法人化されたからといって，それが可能になるとは考えられないと思っております。法人名義とすることができるようになるからといって，内部での仕事の仕方が変わるということであるとも考えておりませんで，手続をする者は，やはり資格を有する弁護士が，例えば特許庁への申請なりでしたら，責任を持って仕事をするのが普通だと思いますので，そういった法人格，法人名義を盾にしたような違法行為をするというようなことを，法人化することによって可能性が高くなるという議論は成立しない

のではないかと思っております。

2つ目の、弁護士の場合は弁護士法人での代理業務については、そういった法人名義での代理に内包される問題が顕在化しにくいという御指摘についてなのですが、それというのは、言い換えれば、外弁の場合は顕在化されやすいと言っているようなものですので、差別的な見解ではないかと思っております。外弁も、決して、事務所名義ということをして盾に仕事をしているということではなく、経営権を持っておりますパートナー、ローヤーが、個人名で仕事を請け負い、アドバイスをし、問題があったら外国の弁護士協会からの懲戒処分にも個人名でなりますし、クライアント社からの個人としての訴えられるリスクも負っておりますので、そういった形で、法人化した場合に、外弁がいるB法人についてそのような問題が顕在化しにくい、あるいは外弁の場合は顕在化されやすいということは決してないと思っております。

3点目が、違法行為、脱法行為を、外部からの監視をすることが困難になるという指摘があるということに関してなのですが、そもそもそれに関連して、法人には法人の意思が存在するので、その意思決定を誰が行っているのかを外部から監視することは極めて困難という懸念であると理解しております。私どもの見解からすると、その意思決定を誰が行っているのかを外部から監視するという事は、もうまず必要ないと考えておりますので、その懸念についてはそのように考えております。監視するという言い方がされている中では、誰が何を監視するのが不明であるとも考えております。外弁の個人の名義でできないことを、弁護士がいる外弁法人、B法人ではできるようになると、外弁をより監視する必要があるのかと思っております。外弁法では明らかに外弁の業務範囲が規定されておりますし、それ以上の監視・確認が必要であると言っていること自体、理解が難しいと思っております。まずは監視するというので言うと、「何を」なのですが、その外弁の業務の範囲内か外を監視する、あるいは確認することについてなのですが、それは外国法共同事業である場合でも、そういった監視あるいは手続の場合で、誰がコントロールしているのかということを見るのは決して簡単なはずではないので、そのような形でコントロールされ、弁護士が法人名義で何か手続をするようなことであると、自らのプロフェッショナル・デューティの違反になるということに加担することになりますので、そういったことをするということが、B法人になるからといって容易になるとは決して考えてはおりません。

この3つに関してまとめますと、1つ目が、法人化によって外弁が手続をできるようになる特許庁への申請などについて、外弁が手続をコントロールすることが可能になるということはないと考えています。2つ目は、弁護士の場合は法人名義での代理に内包される問題が顕在化されにくいと言われていることに関して、ではB法人では外弁の場合は顕在化されやすいということは決してないというのが2点目で、3番目に関しては、B法人内での意思決定が、誰が行っているのかを外部から監視することが困難になるという懸念について、監視すること自体、必要があるのかということ提言したいと思います。これらの懸念についての意見としては、こういった議論が企業の本線での議論ではなく、企業の経済活動をサポートするべく、アドバイザリー業務にかかわるプロフェッショナルがする議論ではないと思っております。現状を維持したいという保護主義的な要素が非常に強い懸念であるのではないかと感じております。以上です。

○松下座長 ありがとうございます。

○エリック・セドラック様 本日は私どもに発言の機会をいただきましてありがとうございます。また、提言をさせていただくこのような場を持ちましてありがとうございます。また、通訳も手配していただきましてありがとうございました。

別府さんのおっしゃったことと重複するものも多いかと思いますが、改めまして外弁協会、そしてACCJとして提唱したい点を4つ申し上げます。

まず1つ目が、外国法事務弁護士事務所と外国法共同事業とが弁護士法人と同等に法人化できることを認めていただきたいと思います。これによって、同じ土壌で戦うことになり、また内国民待遇の原則にも合致すると思われま。

2つ目が、そもそも法人格とならずとも、外国法事務弁護士事務所と外国法共同事業とが日本において支店開設ができるべきであると考えています。そうすることによって、同じ土俵に立ち、また内国民待遇の原則にも合致いたします。

また、この考えは、弁護士事務所にも当てはまりますので、弁護士法人とならなくとも、弁護士事務所が支店を持てるようにすべきであると考えています。

3点目、本国に認められている有限責任の形態を日本でも認められるべきであると考えています。これは会社法の自然な延長上にあり、また弁護士法人が有限責任の形態を持てるべきであると考えています。

つまりは、外国法事務弁護士事務所と外国法共同事業事務所と、また弁護士法人との間で、例えば支店開設などに関して同じように取り扱われる、全く差がないことを求めています。

4つ目に、弁政連（日本弁理士政治連盟）が懸念している事項といたしましては、本来は現在の法律で求められているように、弁理士が業務を行うのではなく、外弁がB法人という形態にのっとりて不法に、特許審査などの業務を行うということに懸念を持っていると理解しております。

現状といたしましては、弁理士事務所というのは、現在、日本の大半の特許出願審査の手續を行っており、非常に競争力もあり、實際上、国際的なファームに比べても競争力が非常にあるものだと考えています。

実情、現在の法律のもとで、現在、外国法共同事業の中の弁護士がそのような特許出願審査を取り扱う事例というのは非常に少なくなっております。

例えば実際問題として、日本にいる外弁のうち、特許審査・出願の実務を積んでいて、アメリカ、そしてEUに対してもきちんと実務がこなせる人物がどれだけいるのかという疑問もあるかと思ひます。

弁政連（日本弁理士政治連盟）の懸念する事項が本当に実現するためには、様々な要件・基準を満たしていかなければ実際のものにはならないと考えています。

例えばどのような要件・基準を満たさなければいけないかといいますと、まず外国弁護士が外弁としての登録を行い、また法人化するということ。

そして、その人物は、日本語の読み書きの能力も非常に堪能でなければならず、また技術的な内容についても日本語で実務をこなせなければなりません。

そして現在の弁理士事務所に比べて、より効率的に実務をこなせなければなりません。

また、現在、弁護士あるいは弁理士とともに、實際上、特許出願・審査の手續をしていない、それをこれからするという人でなければなりません。

これらの要素を備えなければいけないのに加えて、さらに自らが不法活動を行っている

いう自覚のもとに不法的な活動を行い、またその不法的な活動を行ってくれる弁護士も見つけなければなりません。

ですので、決して不可能とは言い切りませんが、このようなことが實際上、問題として起こり得ることは、非常に可能性としてはまれであると考えます。

弁政連（日本弁理士政治連盟）の懸念している事項として理解できます点は、アメリカで弁理士の登録に制限がかけられていることによって、米国での実務が行えないことだと思います。

ですので、ぜひとも記録として残していただきたいのですが、弁政連（日本弁理士政治連盟）が現在アメリカでこういった実務・業務ができなく、それに対してこういったことがアメリカでやりたいのかということ英語で説明し、またそれに対しての解決策、例えば州の法律を変えるですとか、あるいは弁護士連盟の規則を変える、USPTOの規則を変えるなどの解決策を提言するということ。

もちろん、こういった活動は個人としてはできませんので、協会としてのバックアップ、協力も要りますし、外弁協会として、また在日米国商工会議所としても、弁政連（日本弁理士政治連盟）に対してこのようなサポートをしたいと思います。といいますのは、日本において外弁の様々なこういったことを提唱、提言していますけれども、アメリカ本国で外国人に認められていないということに対して一石を投じたいと思います。以上です。

○**松下座長** ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に対する御質問がございましたら、どなたからでも御自由にどうぞ。

○**レブラン委員** 委員のレブランですけれども、セドラックさんの主張の1つは、有限責任のことでしたが、この委員会の検討の範囲内のテーマですか。

○**中島官房付** 今御質問のあった点ですけれども、今回の検討会の中では、外弁制度に特化した議論を行いたいと思っております。B法人については対象としていますけれども、有限責任ですとか、法人化せずに支店を設けることについては、外弁に対する規制だけではなくて、日本の弁護士も同じような規制に服されておりますので、こちらについては今回の検討会の対象からは外して考えていただきたいと思います。

○**松下座長** 日本の弁護士、弁護士法人ができないことについて、外国法事務弁護士あるいは外国法事務弁護士法人に認めるというのは、なかなか難しいのではないかと思いますので、今回の検討会の外で、弁護士法人、弁護士そのものの議論として、していただくことになるかと思えます。

○**レブラン委員** 承知しました。ありがとうございます。

○**中島官房付** 事務局から1点質問してもよろしいでしょうか。別府先生の御発言の中で、外弁も、例えば自分のクライアントである会社であるとか、あるいは自分の原資格国の弁護士会からの監督などに服しているので、そんなに不正なことは行わないであろうという御発言があったかと思うのですが、日本で活動している外弁の方に対する原資格国の弁護士会の監督というのは、実際どの程度行われているものなのでしょうか。あるいはどういう形で行われているものなのでしょうか。

○**別府理佳子様** 確かに、各国の弁護士協会が例えば日本にもオフィスを持っているとか、そういうことがないので、全てやはり本国での人員など、そういう管理になると思うのですが、実際に確かにそちらの方々が、外国にいる人たちが逐次何をしてということとはな

いにせよ、例えば事務所内で何かあったときには、事務所として、その個人が何か弁護士協会の懲戒処分に該当するようなことになったときには速やかに報告をするなりということも認識しておりますので、それがどれだけ正式化されたルールかは別として、そういった中でも、事務所内であっても、何か物事が発生した場合には、どこにいる人であったとしてもグローバルに管理しているという観点から見ても、本国の弁護士協会への通達というか報告をするというようなことは見られます。

○エリック・セドラック様 つけ加えて言いますと、本国の弁護士協会からの監督ということだけではなく、例えば私どもの法律事務所でもそうですし、ほかの大手の法律事務所でもそうだと思いますけれども、コンプライアンス遵守のための機能を持っていますし、例えばリスクマネジメントですとかコンフリクトチェックを担当する人員を持っております。コンプライアンスを遵守して、例えば利益相反を回避し、職務権限を越えた法律事務が行われていないか、行うようなチェック体制というものが敷かれていると思いますので、例えば私どもの法律事務所であれば、正社員にして15名と同等程度の人員、陣容を擁していますので、そのメンバーというのは弁護士もいますし、それらの専門家ということで、オフィスからオフィス間のやりとりということも監視していますので、本国の弁護士協会だけではなく、そういった内部の機能もあると思います。

○松下座長 ありがとうございます。

○松下座長 引き続き、お二方の御説明について御質問などはいかがでしょうか。

私がまとめて言っているのかどうか分かりませんが、冒頭、法務省から、懸念があると指摘された、その懸念について、そういうものはないのだというのが、大ざっぱに言うと今日の御説明だったと承りましたけれども。

○陳委員 ここに書いてある報告の中に幾つか提案がありました。拝見いたしました、大変関心いたしました。とても画期的な提案であります。例えば有限責任とか、幾つか書いてありますが、本当にそうなればいいなと思います。今回のテーマに戻りますと、B法人がどうするかということです。資料2に書いてあることが、懸念があります。最初は、私はこの懸念がどうするかと、自分もよく考えなければならぬなと思ひまして、2ページの中に、懸念を書いただけではなくて、対応の方策も書いてあります。私がこれを読んだ限りでは、もう解決ではないかと思ひます。ですから、今、私が皆さんに聞きたいのは、このような方策は足りるのか、足りないですか。足りるのであれば、これはクリアではないかと思ひます。以上です。

○松下座長 ありがとうございます。

○崎村委員 すみません。では、これは先ほどの御質問と同じだと思うのですが、払拭するには至らずとなった理由、なぜ払拭されなかったのかということが、多分御質問の趣旨だと思うのですが、その辺、お2人への御質問ではなく、事前の御説明に関してもう少し、払拭に至らなかった経緯というのを御説明いただければと思うのですが。

○中島官房付 基本的には前回の外弁の研究会の結論を受けて、実際に外弁の法人制度をどのような制度にするのかというところを検討していたわけですが、その検討の過程で、弁理士会などからの反対の御意見などもございました。その中で、例えば共同事業とB法人とは質的に異なるものであり、B法人の方は、共同事業と比較しても、不当関与のおそれが大きいのではないかというような御指摘も出てきたところでございます。

当時そういう御指摘があったということで、当時はそういう判断をしたわけでございますけれど、今回、こういった検討の課題が出てきておりますので、そもそも実際にそういう懸念があるのかどうかということも含めまして、またフラットに議論をいただきたいと思っております。

○**松下座長** 繰り返して恐縮ですが、懸念があるということが確認されたのではなくて、懸念がないとまで言い切れなかった、でとどまったということではないかと私は理解しております。

○**レブラン委員** すみません。B法人の制度をもっと理解するために1つ質問がございまして、弁護士である社員のみという条件があると思えますけれども、そういう社員は、ということは、B法人が外国法事務弁護士を、例えば全く雇ってはいけないということですか。

○**中島官房付** いえ、B法人というのは、日本の弁護士と外国法事務弁護士の両方が社員となる形のものであります。現在まだB法人制度はできていないわけですが、例えばA法人ですとか日本の弁護士法人と同様にするのであれば、日本の弁護士あるいは外弁を従業員として雇用するというのも認められるという形になるだろうと思えます。

○**松下座長** 差をつける特段の理由がなければ、A法人あるいは日本の弁護士法人と同じ扱いになるのではないかと思います。

○**レブラン委員** ありがとうございます。

○**別府理佳子様** 言及させていただいた趣旨の中で、懸念がないと申し上げさせていただいた手前、こちらの資料2を見ると、言葉は、動詞は変わってはいるものの、かなりやはり弁理士会からの言葉も鑑みてというのがあって個人的には感じておりました、「監視」が「確認」になっていたりというのはもちろん見えるのですけれども、だからこの時点では、やはりそういった懸念があるという前提で、懸念の解消のための方策が講じられていたという事実があるのも認識はしておりますので、それで払拭に至らなかったということなのですが、冒頭に中島さんがおっしゃっていただいたように、懸念がそもそもあるのかどうかということも含めて、こちらのグループでは御検討いただいて、何かしらのまとまったお考えがあって、そのスタート時点に戻ることができるのかなという感じには感じてはいるのですけれども、そこを議論する必要があるということでもよろしかったでしょうか。

○**中島官房付** 今の御質問は、この検討会の中では、懸念がそもそもあるのかどうかということも含めて議論するのかという。

○**別府理佳子様** はい。

○**中島官房付** 当然、そこも含めて議論いただければと思います。

○**松下座長** むしろ、そこからちゃんと議論していただくのがよろしいのではないかと思います。

○**別府理佳子様** そこからですよ。ありがとうございます。

○**松下座長** いかがでしょうか。この検討会には色々な立場の方がいらっしゃいますが、それぞれのお立場からB法人を見て、いかがでしょうか。

○**加藤委員** 1つすみません。外国法事務弁護士の委員の先生方の中に、外国法共同事業形態の事務所にお勤めの方もいらっしゃるかと思いますので、実際のところ、この懸念はどの位当たっているのかなということで、今現在、外国法共同事業の事務所で、運営、特に意思決定がどのように行われているのかということ差し支えない範囲でお聞かせいただければと

思うのと、それが仮にB法人形態になったときに、どのように変わるとお考えかお聞かせいただきたいと思います。そこに違いがあるのか、ないのかという点を、実際に外国法共同事業形態の事務所にいらっしゃる方から伺えるとありがたいです。

○**崎村委員** 私どもは外国法共同事業ですので、弊事務所としての考えをお答えいたしますと、基本的には、もちろん外国法共同事業であるからといって、何といるのですか、外国法共同事業をしているということに関して、もちろん日本法の弁護士と外国法の弁護士が1つの事務所共同事業を組んでやっているわけなのですけれども、各弁護士に関して、これは外国法事務弁護士も日本の弁護士もですけれども、自分のエキスパティーズを持っている自分の国の法律に関するサービス提供をしておりますので、それに関して、B法人になったからといって、特に変更があるとは思っておりません。法人名でやるからといって懸念が高くなるというところが、実質上、私はあまり理解できません。法人名でやるからといって、その法人の中で誰が責任者であるかということさえ明確にされていれば、法人化することによって問題が今以上に出てくるかどうかというところが、私は正直、理解できません。今でも、各準拠法の弁護士が、自分の準拠法のサービス提供をしております。日本法の弁護士が外国法のサービス提供をできることは分かっておりますけれども、それはもちろんリスクが伴いますので、普通はそんなことはしておりません。ですので、そういったことをちゃんと透明性を高くした上での法人化であれば、今の状態とそんなに変わるとは思っておりません。反対に、なぜ法人化する、法人名ですることがそんなにリスクが高まると思っているのかというところを、実はもうちょっと御説明いただきたいと思っております。それは、法人名にすることに伴って、例えば意思決定をしている責任者が誰であるかとか、そういったことをトランスペアレントにした上でも、それがもし問題だと思われているのであれば、その理由をお教えいただきたいと思います。

○**松下座長** 今の崎村委員の御説明は、資料2の、2つ懸念が挙げられていますけれども、2つ目に対するお答えですね。

○**崎村委員** そうですね。

○**松下座長** 法人になったからといって、変わるものではないという御趣旨ですね。

○**崎村委員** ええ。もし法人名でやるのが問題なのであれば、その後ろの責任者などに関するディスクローチャーによって、それはある程度、解決できるのではないかとはいえます。

○**松下座長** 私の理解するところでは、加藤委員は、その前にもう一つ御質問があって、法人化する前の外国法共同事業で、現在、懸念らしいものがあるのかという御質問も、前半にあったように伺いましたが、そうではないですか。

○**加藤委員** すみません。ちょっと説明が悪かったのですけれども、懸念があるかどうかというより、この資料2で指摘されている懸念の2つ、特に2つ目の方のポイントについて、外国法共同事業とB法人の形態とで比較した場合に、差が本当にあるものなのかというところを、実態や、御経験から伺いたいというのが質問の趣旨です。

○**松下座長** だとすると、今、全部お答えいただいたということでもよろしいですね。

○**加藤委員** そうです。

○**松下座長** すみません。

○**エリック・セドラック様** この25年間、アメリカ、イギリスの大手ローファームでどういったことが起きているのかについて、ちょっと見解を申し上げたいと思います。

全体的に、25年前といいますのは、アメリカでもほとんどがパートナーシップだったと思いますので、ジョーンズ・デイがゼネラルパートナーシップでLLPではないというのは非常に珍しい存在であると思います。

そして、形態が変わったからといって、実務上は変わっているとは思いません。イギリスの法律家というのはイギリスの法を扱いますし、フランスの法律家はフランス法、ドイツの法律家はドイツ法を扱っているということは変わりませんし、また例えばフランスの特許に特許審査手続を申請するのであれば、それはパリにいるフランスの有資格者が行っているということで、仮にLLPの形態になった後だとしても25年前と変わっていないと思います。

先ほども申し上げましたけれども、大手ローファームの利益から見ても、適正な有資格者が適切な業務を行うということが一番利益に合っていますので、全く資格のない者が違法行為を行うということが、大手法律事務所に対しては最も利益に反するものだと考えます。

○**松下座長** ありがとうございます。何か引き続き御説明に対する御質問などあれば、どなたからでもどうぞ。

それでは、今日、冒頭の法務省、日弁連からの御説明を含めて、今日全体について何か御質問があればここでお願いします。またB法人についてはまた次回も時間を割きます。

○**岡田委員** ちょっと1点。

○**松下座長** どうぞ。

○**岡田委員** 中身ではないのですけれど、今日お話を伺いますと、やはり何か先ほどからも、前は弁理士会の反対があって、それも1つの大きな理由としてこのような結果になったということであれば、ぜひ早く、今度は、今、弁理士会がどんなふう考えているのかというのを聞かないといけないのかなと思ったのですが、いつごろそういう機会があるのでしょうか。

○**中島官房付** B法人について懸念を示す関係団体などがあるのであれば、当然、そういったところからお話を伺う必要はあるとは考えております。いつ誰から話を聞くかというところは、まだこちらから御説明できる状態ではないのですけれど、当然、そういう懸念を示される関係機関があれば、それは、この検討会の中でもヒアリングなどの形でお話を伺いたいとは考えております。

○**松下座長** ごもっともな御指摘だと思います。全体を通じていかがでしょうか。

○**見市部付** そうしたら、1点よろしいでしょうか。

○**松下座長** どうぞ。

○**見市部付** 法務省の見市と申しますけれども、資料3の「法人化のメリット」というところで、実際にB法人というのを作るに当たって、「法人化のメリット」に記載されているメリットにとどまるのか、あるいはもうちょっと何か、こういったメリットもありますというような、つけ加えることがあるのか、あるいは、この中にある、こういった点を法人化のメリットとして主張されたいとか、何かそういった御意見があればいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○**陳委員** 前回、多分、申したことはあると思いますが、このようなメリットがある以外が、私、個人的な意見かもしれませんが、自営業ではなくなることは、大変、私にとっては楽になります。今現在が、世界中の収入、日本での事務所全体の収入とか全て、代表、外弁のところの収入になっているので、実態と全く違うと思います。税務などの申告なども大変複雑

なことになりまして、法人になるか、どうなるか分かりませんが、多分、法人になると変わるかなと思います。法人として申告するから。そういうメリットがあるかなとは思いますが。

○**松下座長** ほかはいかがですか。法務省の方からの御質問に対して、特に何かつけ加えることはございませんか。

それでは、予定された時間よりは早いですが、本日の会議はこれで終了させていただきます。セドラック様、別府様におかれましては、御多忙の中、本検討会のヒアリングに御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、次回の予定について事務局からお願いいたします。

○**中島官房付** 次回も引き続き、B法人制度に関しましての検討を行いたいと考えております。先ほど御意見をいただきましたけれども、関係団体、特にB法人についての懸念があるという立場からの御意見を伺うことができると考えております。次回の検討会は10月下旬ごろの開催を予定しておりますが、日程につきましては、また事務的に調整させていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○**松下座長** ありがとうございました。

—了—